

相続税・贈与税関係

令和5年度税制改正における 生前贈与と持戻しの留意点

1はじめに

現在、贈与税の課税には、毎年1月1日から12月31までの1年間に贈与財産の価額の合計から基礎控除額(110万円)を差引いた課税価格に累進税率を乗じて贈与税額を算出する暦年課税(以下、「暦年贈与」という。)と贈与年1月1日に贈与者(60歳以上の直系尊属)から受贈者(その贈与年1月1日に18歳以上の贈与者の直系卑属である推定相続人または孫)が贈与を受けたときに選択適用される相続時精算課税(以下、「精算贈与」という。)の2種類がある。本稿では、暦年贈与と精算贈与の現行制度と令和5年度税制改正の概要と実務上の留意点について述べることとする。

2 現行暦年贈与による持戻し

暦年贈与の場合には、相続、遺贈(以下、相続等といふ。)または相続時精算課税の適用を受けた贈与による財産取得者が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年贈与を受けた財産があるときは、その者の相続税の課税価格にその贈与財産の贈与時の価額を加算する。この場合に、基礎控除額110万円以下でも相続税の課税価格に加算される。また、その相続開始年分の贈与については、受贈者が相続等により財産を取得した場合には贈与税は課税されず、その贈与財産の価額を相続税の課税

価格に加算して相続税額を計算する。一方、受贈者が相続等により財産を取得しない場合には贈与税の課税対象となる(相法19、措法70の2の4)。

3 現行精算贈与による持戻し

精算贈与の場合には、特定贈与者の相続開始時に、その贈与を受けた精算贈与の適用を受ける贈与財産の価額(贈与時の価額)と相続等により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から既に納付した精算贈与に係る贈与税額を控除して算出される(相法21の15)。特定贈与者からの贈与財産につき、贈与税申告時は特別控除額により贈与税が課税されない場合が多く、相続開始時にその適用を受けた全ての贈与財産の価額を加算することになるため、暦年課税のメリットである基礎控除が使用できない点や持戻しの対象期間が長期化し多額の贈与財産の価額を相続財産の価額に加算される点などデメリットがある。

4 令和5年度税制改正

令和5年度税制改正では、精算贈与のデメリットを是正し、生前贈与・相続における資産移転が円滑に実施され、贈与・相続における税負担の均衡を図るために、以下の改正がされた。

暦年贈与では、持戻しの期間を相続開始前3年以内から7年以内に延長し、その経過措置と

して、その延長した4~7年の4年分の持戻しがされる贈与財産の価額から総額100万円までを持戻しの対象外とされた。また、この持戻し期間の延長は、令和6年1月1日以降の贈与から適用されるが、段階的に持戻し期間が延長され、現行の3年以上の期間になる場合は令和9年1月以降に相続が開始したときとされる(改正相法19、附則19)。

一方、精算贈与では、令和6年1月1日以降の贈与について、暦年課税の基礎控除(110万円)と別途措置として、毎年110万円の基礎控除が設けられた(改正相法21の11の2), その基礎控除以下の贈与財産につき贈与税の申告対象外とされ、その相続開始時においても持戻し対象外となる(改正相法21の15、21の16、28、措法70の3の2)。

5 おわりに

今後、デメリットが少なくなる精算贈与の適用も検討しなければならない。また、精算贈与の普及により名義預金か贈与かが重要なポイントとなる。過去の贈与を補足する必要性があり、預金調査の重要性がより高まる。今後、納税者に合った生前贈与・相続による財産移転を図らなければならない。

右山研究グループ

税理士 佐近 裕太